

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例

昭和五十五年十月十六日
条例第三十八号

改正	昭和五八年 三月一六日 条例第七号	昭和五九年一二月一四日 条例第三六号
	平成 三年 三月 七日 条例第一三号	平成 四年 三月二六日 条例第五五号
	平成 四年一〇月一六日 条例第七一号	平成 八年一二月 六日 条例第三六号
	平成一〇年 三月二七日 条例第一三号	平成一一年 三月一二日 条例第二三号
	平成一五年 三月 七日 条例第三九号	平成一六年 三月二三日 条例第二二号
	平成一七年 二月二二日 条例第一九号	平成一七年 七月二二日 条例第六一号
	平成一八年 三月三〇日 条例第一五号	平成一八年 三月三〇日 条例第三六号
	平成一八年 七月一四日 条例第四五号	平成一八年一二月二二日 条例第六八号
	平成二〇年 三月二八日 条例第一一号	平成二〇年 三月三一日 条例第二五号
	平成二一年 三月 六日 条例第一五号	平成二一年 七月一七日 条例第四五号
	平成二四年 三月二三日 条例第二一号	平成二五年 三月 一日 条例第二三号
	平成二五年一二月二六日 条例第六四号	平成二六年 三月二五日 条例第三〇号
	平成二八年 三月二五日 条例第一四号	平成二八年 六月二八日 条例第四二号
	平成三〇年 三月二三日 条例第一三号	平成三〇年一二月二八日 条例第六一号

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例
題名改正〔平成三年条例一三号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県千葉リハビリテーションセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成三年条例一三号〕

(設置)

第二条 県は、次の各号に掲げる施設として千葉県千葉リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）を千葉市緑区誉田町一丁目四十五番二に設置する。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院であつて、次に掲げる施設

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（以下「医療型障害児入所施設」という。）

ロ 児童福祉法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センター（以下「医療型児童発達支援センター」という。）

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第六項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）を提供するサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）

ニ 身体障害の予防及び軽減等のための医療を行う施設

二 児童福祉法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）

三 法第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

四 法第五条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を提供するサービス事業所

五 法第五条第八項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を提供するサービス事業所

六 法第五条第十五項に規定する就労定着支援（以下「就労定着支援」という。）を提供するサービス事業所

七 法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所（以下「特定相談支援事業所」という。）

全部改正〔平成二四年条例二一号〕、一部改正〔平成二五年条例二三号・二六年三〇号・二八年四二号・三〇年一三号〕

(業務)

第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設の業務
- 二 医療型児童発達支援センターの業務
- 三 障害児相談支援事業所の業務
- 四 障害者支援施設の業務
- 五 法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所及び就労定着支援に限る。）の提供
- 六 特定相談支援事業所の業務
- 七 脳血管疾患患者等に対する身体障害の予防及び軽減等のための医療の提供
- 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十二条に規定する補装具製作施設の業務
- 九 その他センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務
一部改正〔昭和五九年条例三六号・平成三年一三号・一〇年一三号・二一年一五号・二四年二一号・二五年二三号・二八年四二号・三〇年一三号〕

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(業務の範囲)

第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号に掲げる業務とする。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(入所施設等)

第五条の二 センターに愛育園、更生園、児童発達支援センター及びリハビリテーション医療施設を置く。

- 2 愛育園は、第二条第一号イ及びハ並びに第五号に掲げる施設とする。
- 3 更生園は、第二条第三号、第五号及び第六号に掲げる施設とする。
- 4 児童発達支援センターは、第二条第一号ロ、第二号、第四号及び第七号に掲げる施設とする。
- 5 リハビリテーション医療施設は、第二条第一号ニに掲げる施設とする。

追加〔平成二四年条例二一号〕、一部改正〔平成二八年条例四二号・三〇年一三号〕

(入所資格等)

第六条 愛育園及び更生園の入所資格、入所定員及び入所期間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、更生園の入所期間については、指定管理者は、必要に応じてこれを延長することができる。

区分	入所資格	入所定員	入所期間
愛育園	上肢、下肢若しくは体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）がある者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、次の各号のいずれかに該当するものであること。 一 児童福祉法第二十一条の六に規定する障害福祉サービスの提供（短期入所に係るものに限る。）を委託されたことにより入所する障害児 二 児童福祉法第二十四条の三第二項の規定により障害児入所給付費の支給の決定を受けた保護者の障害児（同法第二十四条の二十四第一項の規定	百三十二名	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療の目的を達成するために必要な期間

	<p>により引き続き障害児入所給付費の支給を受ける入所者を含む。)</p> <p>三 児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により入所させる措置を受けた児童(同法第三十一条第三項の規定により引き続き在所させる措置を受けた者を含む。)</p> <p>四 法第十九条第一項の規定により介護給付費又は特例介護給付費の支給の決定(療養介護に係るものに限る。)を受けた障害者</p> <p>五 法第十九条第一項の規定により介護給付費又は特例介護給付費の支給の決定(短期入所に係るものに限る。)を受けた障害者又は保護者の障害児</p> <p>六 身体障害者福祉法第十八条第一項に規定する障害福祉サービスの提供(短期入所に係るものに限る。)を委託されたことにより入所する身体障害者</p> <p>七 身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する入所を委託されたことにより入所する身体障害者</p> <p>八 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四に規定する障害福祉サービスの提供(短期入所に係るものに限る。)を委託されたことにより入所する知的障害者</p> <p>九 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号に規定する更生援護を行うことを委託されたことにより入所する知的障害者</p>		
更生園	<p>次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>一 法第十九条第一項の規定により介護給付費等の支給の決定(短期入所、施設入所支援(法第五条第十項に規定する施設入所支援をいう。以下同じ。)、自立訓練(法第五条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。)及び就労移行支援(法第五条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)を受けた障害者</p> <p>二 身体障害者福祉法第十八条第一項に規定する障害福祉サービスの提供(短期入所に係るものに限る。)を委託されたことにより入所する身体障害者</p>	五十六名	入所の日から起算して三年以内の期間

	三 身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する入所を委託されたことにより入所する身体障害者	
--	--	--

- 2 児童発達支援センターの通所利用（障害児通所支援（児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）又は生活介護の提供を受けることをいう。以下同じ。）をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定により障害児通所給付費等の支給の決定を受けた保護者の障害児
 - 二 児童福祉法第二十一条の六に規定する障害児通所支援の提供を委託されたことにより通所利用をする障害児
 - 三 法第十九条第一項の規定により介護給付費又は特例介護給付費の支給の決定（生活介護に係るものに限る。）を受けた障害者
 - 四 身体障害者福祉法第十八条第一項に規定する障害福祉サービスの提供（生活介護に係るものに限る。）を委託されたことにより通所利用をする身体障害者
 - 五 知的障害者福祉法第十五条の四に規定する障害福祉サービスの提供（生活介護に係るものに限る。）を委託されたことにより通所利用をする知的障害者
- 3 児童発達支援センターの通所利用に係る定員は、三十名とする。
- 4 リハビリテーション医療施設の診療科目及び病床数は、次の表に定めるとおりとする。

診療科目	病床数
内科 精神科 神経内科 リウマチ科 小児科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 歯 科 麻酔科	百十床

全部改正〔平成三年条例一三号〕、一部改正〔平成八年条例三六号・一〇年一三号・一一年二三号・一五年三九号・一六年二二号・一七年一九号・六一号・一八年一五号・四五号・二一年一五号・二四年二一号・二五年二三号・二六年三〇号・二八年四二号〕

（管理の基準）

第七条 指定管理者は、次の各号に掲げる管理の基準により、第五条の業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 二 センターの施設、設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- 2 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成一七条例六一号〕

（文書料の徴収）

第八条 センターの文書料の徴収については、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところによる。

全部改正〔平成一五年条例三九号〕、一部改正〔平成一六年条例二二号・一七年六一号〕

（利用料金）

第九条 センターを利用する者は、指定管理者に、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げるとおりとする。

追加〔平成一六年条例二二号〕、一部改正〔平成一七条例六一号〕

（利用料金の支払の時期）

第十条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

追加〔平成一六年条例二二号〕、一部改正〔平成一七条例六一号〕

（利用料金の免除）

第十一条 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金の額の全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成一六年条例二二号〕、一部改正〔平成一七条例六一号〕

(利用料金の返還)

第十二条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成一六年条例二二号〕、一部改正〔平成一七年条例六一号〕

(知事による管理)

第十三条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第六条第一項ただし書の規定による入所期間の延長が含まれるときに限る。）における同条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは、「知事」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、センターを利用する者は、第九条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

4 前項本文の場合における第十条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同表中「第九条第三項」とあるのは「第十三条第三項」とする。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

6 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

7 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

8 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第九条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第十三条第三項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例四五号〕

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成三年条例一三号・一六年二二号・一七年六一号・二一年四五号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(千葉県身体障害者更生指導所の設置及び管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 千葉県身体障害者更生指導所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第七号）

二 千葉県後保護指導所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第八号）

三 千葉県桜が丘育成園の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第十五号）

(千葉県身体障害者更生指導所の設置及び管理に関する条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、前項の規定による廃止前の千葉県身体障害者更生指導所の設置及び管理に関する条例、千葉県後保護指導所の設置及び管理に関する条例又は千葉県桜が丘育成園の設置及び管理に関する条例の規定により、次の表の上欄に掲げる施設に入所している者は、それぞれ第七条の規定による承認を受けて、施行日において当該下欄に掲げるセンターの施設に入所している者とみなす。

千葉県身体障害者更生指導所	肢（し）体不自由者更生施設
千葉県後保護指導所	内部障害者更生施設
千葉県桜が丘育成園	肢（し）体不自由児施設

（千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 4 千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、精神薄弱児及びし（ゝ）体不自由児」を「及び精神薄弱児」に改める。

第三条第二号中「及び同法第四十三条の三に規定するし（ゝ）体不自由児施設」を削る。

第四条の表中し体不自由児施設の項を削る。

第五条第三号を削る。

第六条第二号中「及びし（ゝ）体不自由児施設」を削る。

（千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 施行日の前日において、前項の規定による改正前の千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により、千葉県袖ヶ浦福祉センターの肢（し）体不自由児施設に入所している者は、第七条の規定による承認を受けて、施行日においてセンターの肢（し）体不自由児施設に入所している者とみなす。

附 則（昭和五十八年三月十六日条例第七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。（後略）

附 則（昭和五十九年十二月十四日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月七日条例第十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。

（千葉県桜が丘更生園設置管理条例の廃止）

- 2 千葉県桜が丘更生園設置管理条例（昭和五十六年千葉県条例第一号）は、廃止する。

（千葉県桜が丘更生園設置管理条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 平成三年三月三十一日において千葉県桜が丘更生園に入所している者は、千葉県千葉リハビリテーションセンターの身体障害者更生施設に入所している者となる。

（入所資格に関する経過措置）

- 4 改正後の千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例第四条第一項の規定の適用については、平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間、同項の表身体障害者更生施設の項入所資格の欄中「同条第四項第三号の規定による入所の委託の措置」とあるのは、「同条第四項第三号の規定による入所又は入所の委託の措置」とする。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

- 5 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第三十八号）に基づくものの項財産又は事務の種類欄中「千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例」を「千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例」に改める。

附 則（平成四年三月二十六日条例第五十五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年十月十六日条例第七十一号）

この条例中第一条（中略）の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成八年十二月六日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日条例第十三号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日条例第二十三号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日条例第三十九号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成十六年三月二十三日条例第二十二号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成十七年二月二十二日条例第十九号）
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月二十二日条例第六十一号）
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十日条例第十五号）
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十日条例第三十六号）
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年七月十四日条例第四十五号）
この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十二日条例第六十八号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日条例第十一号）
この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日条例第二十五号）
この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月六日条例第十五号）
この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第四十五号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十一号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に千葉県千葉リハビリテーションセンターの利用をした者の当該利用に係る料金については、改正後の千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月一日条例第二十三号）
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十六年三月二十五日条例第三十号）
この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第十四号）
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年六月二十八日条例第四十二号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十三号）
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略）

別表（第九条第三項）

利用料金の名称	区分	単位	額
障害児入所支援 利用料	児童福祉法第二十四条の二第一 項に規定する指定入所支援（同法 第二十四条の二十第一項に規定 する障害児入所医療を除く。）		児童福祉法第二十四条の二第 二項第一号に規定する厚生労 働大臣が定める基準により算 定した費用の額と同条第一項 に規定する入所特定費用（治 療に要する費用を除く。）と して実費を基準として算定し た額との合計額
	児童福祉法第二十四条の二十第 一項に規定する障害児入所医療		児童福祉法第二十四条の二十 第二項各号に規定する健康保 険の療養に要する費用の額の 算定方法の例により算定した 額の合計額
障害児通所支援 利用料	児童福祉法第二十一条の五の三 第一項に規定する指定通所支援 （医療型児童発達支援（同法第六 条の二の二第三項に規定する医 療型児童発達支援をいう。以下同 じ。）を除く。）		児童福祉法第二十一条の五の 三第二項第一号に規定する厚 生労働大臣が定める基準によ り算定した費用の額と同条第 一項に規定する通所特定費用 として実費を基準として算定 した額との合計額
医療型児童発達 支援利用料	児童福祉法第二十一条の五の三 第一項に規定する指定通所支援 （医療型児童発達支援（治療に係 るものを除く。）に係るものに限 る。）		児童福祉法第二十一条の五の 三第二項第一号に規定する厚 生労働大臣が定める基準によ り算定した費用の額と同条第 一項に規定する通所特定費用 （治療に要する費用を除く。） として実費を基準として算定 した額との合計額
	児童福祉法第二十一条の五の二 十九第一項に規定する肢体不自 由児通所医療		児童福祉法第二十一条の五の 二十九第二項に規定する健康 保険の療養に要する費用の額 の算定方法の例により算定し た額
障害児相談支援 利用料	児童福祉法第二十四条の二十六 第二項に規定する指定障害児相 談支援		児童福祉法第二十四条の二十 六第二項に規定する厚生労働 大臣が定める基準により算定 した費用の額
障害福祉サービ ス利用料	法第五条第六項に規定する療養 介護医療		法第七十条第二項の規定によ り読み替えて準用する法第五 十八条第三項各号に規定する 健康保険の療養に要する費用

			の額の算定方法の例により算定した額の合計額（法第七十条第二項の規定により読み替えて準用する法第五十八条第四項の場合にあつては、同項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法により算定した費用の額）
	法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労定着支援に係るものに限る。）		法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項に規定する特定費用として実費を基準として算定した額との合計額
計画相談支援利用料	法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援		法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療料	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬算定方法」という。） その他の法令等に算定方法の定めのある診療	消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課されないこととなる診療	診療報酬算定方法その他の法令等により算定した額（以下「健康保険医療費等」という。）
		その他	健康保険医療費等を勘案し、知事が定める額
	健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第五号に規定する選定療養のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。以下「非紹介初診」という。）		千六百五十円
	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員		健康保険医療費等を基準として知事が国その他の補償を実

	災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定による療養の給付として行われる診療		施する機関と協議して定める額
	自動車（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二条第一項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第二項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療で健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外の診療		健康保険医療費等（非紹介初診に係るものにあつては、その額に千六百五十円を加算した額）に二を乗じて得た額
	健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養		患者申出療養に要する費用を勘案して知事が定める額
	その他		診療に要した費用を勘案して知事が定める額
器具料	装用器具		法第七十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	薬剤容器	一個につき	六十円

追加〔平成一六年条例二二号〕、一部改正〔平成一七年条例六一号・一八年一五号・三六号・四五号・六八号・二〇年一一号・二五号・二一年一五号・二四年二一号・二五年二三号・六四号・二八年一四号・四二号・三〇年一三号・六一号〕